

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 43 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 42 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月

私が昭和44年12月分の国民年金保険料を納付していることは、私の年金手帳の印紙検認記録に検認印が押されていることから明らかである。申立期間当時に結婚及び会社勤めをしたわけでも無く、国民年金の被保険者資格を喪失する理由は見当たらないし、資格喪失届を提出した覚えも無いので、申立期間を納付済みの期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録には、4月から12月までの欄に昭和45年1月10日に保険料を納付していることを示すA村（現在は、B市）の検認印が押されていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、平成22年3月4日に申立期間の保険料還付が決定されていることが確認できるところ、同記録では、国民年金の資格喪失日を昭和44年12月1日、喪失理由を第2号被保険者該当（厚生年金保険等に加入）と処理され、このため、申立期間が未加入期間とされているが、当該資格喪失日を資格取得日とする申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、申立期間の保険料を還付する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年2月18日、資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を31年2月は3,000円に、同年3月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月18日から同年4月1日まで

私は、昭和31年2月18日にA社に入社し、同年3月末日まで勤務し、同社を退職した。

当時の日記にもこのことの記載があり、賃金支払明細書でも健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料が控除されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立ての事業所における賃金支払明細書及び申立期間に係る日記の記載により、申立人が申立期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金支払明細書の総支給額及び控除保険料から昭和31年2月は3,000円、同年3月は6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間

の昭和31年2月及び同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C事業所における資格取得日に係る記録を昭和25年4月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社E事業所における資格取得日に係る記録を昭和26年12月1日、資格喪失日に係る記録を27年6月18日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年4月22日から26年1月1日まで
② 昭和26年12月1日から27年6月18日まで

私の夫は、昭和22年4月1日にA社(現在は、D社)に入社以来、定年退職する60年4月30日まで継続して勤務した。

しかし、A社B支店C事業所での勤務期間の一部(申立期間①)とD社E事業所での勤務期間(申立期間②)について厚生年金保険の加入記録が無いが、同僚と同じ社宅に住み、同じ仕事をしていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びD社(昭和26年5月1日にA社の事業を承継)から提出された証明書により、申立人は申立期間①及び②においてD社に継続して勤務し(昭和25年4月22日にA社F支所からA社B支店C事

業所に異動し、26年12月1日にD社C事業所から同社E事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和26年1月の社会保険事務所(当時)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における26年6月及び27年6月の社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和26年12月から27年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月11日から42年3月21日まで

私は、昭和39年3月21日にA社C工場に就職し、41年1月に同社B工場に転勤し、42年7月に退職するまで勤務した。

申立期間に健康保険証の交付を受けた記憶があり、また、同時期に一緒に転勤した同僚の記録は訂正されていると社会保険事務所(当時)から聞いたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された資料(同社C工場の従業員名簿及び申立人に係る失業保険被保険者転入届受理通知書)、雇用保険の加入記録及び同僚証言から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和41年1月11日付けで、同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年3月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C工場から同社B工場に申立人と同日に転勤した同僚4人については昭和42年8月18日付けで資格取得日が訂正されているものの、申立人については訂正されていない上、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届や厚生年金保険被保険者報酬月額

算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を42年3月21日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月1日から同年12月1日まで

私は、D社に昭和39年3月に入社して以来、平成8年7月まで継続して勤務していた。

D社は、昭和48年10月1日に合併によりA社となり、私は、同社C支店に48年11月末日まで在籍し、同年12月1日に同社E支店に異動した。

同社C支店における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された申立人に係る従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB社健康保険組合の回答書により、申立人が申立ての事業所に継続して勤務（昭和48年12月1日にA社C支店から同社E支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和48年10月の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月21日まで

私は、昭和50年4月21日にA社に入社してから、関連会社であるC社での勤務を含め、現在まで継続して勤務している。

しかし、年金記録を確認したところ、同社D支社からA社B支社に異動した当時の1か月間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の異動日に係る回答及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和51年7月21日に同社D支社からA社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年8月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成5年4月1日にA社で勤務を始め、同年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年5月1日となっているので、同年4月を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書(写)及び申立事業所の回答から、申立人は、平成5年4月1日から申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書(平成5年4月分)において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が平成5年4月1日に資格取得した旨を届け出るべきところを誤って同年5月1日に資格取得した旨の届出をしたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年7月31日から同年8月1日まで

私は、B社（現在は、C社）に勤務していたが、平成5年4月1日から関連会社であるA社（現在は、D社）に出向して12年7月31日までA社に勤務し、支給された給与から厚生年金保険料も控除されていた。

60歳になる前に社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険の被保険者記録に欠落は無かったにもかかわらず、昨年、ねんきん特別便が届いた際には、平成12年7月30日にA社を退職したことになっており、被保険者記録が1か月無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社からの回答書、同社から提出された在籍証明書、E健康保険組合から提出された健康保険加入証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間も継続して申立事業所に勤務（平成12年8月1日に申立事業所からC社に異動）していたことが認められる。

また、D社は、「申立事業所の厚生年金保険料は翌月控除であり、申立期間に係る保険料は、異動先のC社に依頼して徴収した。」と供述しているところ、C社から提出された申立人に係る給料明細書等から、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、平成12年6月のオンライン記録から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料の支払関連資料は保存期間を経過しているため確認できず、保険料を納付したか否かは不明である。」としているが、事業主が資格喪失日を平成 12 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和35年にA社B支店に入社し、その後も同社の支店を異動しながら46年7月20日まで継続して勤務した。

しかし、同社B支店勤務中の昭和37年5月30日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が漏れており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社において申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和35年にA社B支店へ入社し、申立期間についても同社B支店で勤務し、その間、勤務形態の変更は無かった。」と供述しているところ、A社B支店は昭和37年6月1日に適用事業所となっており、それ以前の申立人の被保険者記録は、A社に係るものであることが確認できる。このことから、申立人は、同社B支店に勤務しながら、同社の被保険者であったところ、同社B支店が適用事業所となったことに伴い申立人の被保険者資格が移されたと認められ、同社における資格喪失日を同社B支店が適用事業所となった37年6月1日とすべきところ、誤って同年5月30日とされたものと認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に申立期間にA社から同社B支店に被保険者資格が移された同僚は被保険者記録が継続していることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としているが、ほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月にA社本社に入社し、研修を受けた後、同社C営業所に異動になったが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したD社（B社の関連会社）発行の申立人に係る経歴証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、54万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された、平成20年7月10日に支給された賞与に係る支給明細書により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は15万円、18年7月20日は31万3,000円、18年12月20日は41万2,000円、19年7月20日は33万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は15万円、18年7月20日は31万3,000円、18年12月20日は41万2,000円、19年7月20日は33万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 20 日
② 平成 18 年 7 月 20 日
③ 平成 18 年 12 月 20 日
④ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は15万円、18年7月20日は31万3,000円、18年12月20日は41万2,000円、19年7月20日は

33万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは17万円、同年10月から17年2月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑥までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は39万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は39万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から同年10月1日まで
② 平成14年10月1日から17年3月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③から⑥までの賞与から

厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。
申立期間①から⑥までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社（A社及びB社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは17万円、同年10月から17年2月までは18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑥までについて、申立人は、C社が保管するB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は39万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑥までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは28万円、同年10月から16年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は43万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から16年3月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは28万円、同年10月から16年2月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は43万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年6月から同年9月までは38万円、同年10月から15年6月までの期間及び同年8月は36万円、同年9月から16年12月までは38万円、17年1月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は54万円、同年12月19日は52万円、16年7月20日は51万円、同年12月20日は36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は54万円、同年12月19日は52万円、16年7月20日は51万円、同年12月20日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から17年10月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正

してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年6月から同年9月までは38万円、同年10月から15年6月までの期間及び同年8月は36万円、同年9月から16年12月までは38万円、17年1月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年7月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は54万円、同年12月19日は52万円、16年7月20日は51万円、同年12月20日は36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から16年8月までは36万円、同年9月から同年12月までは34万円、17年1月から同年3月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は41万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は41万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から17年4月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から16年8月までは36万円、同年9月から同年12月までは34万円、17年1月から同年3月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は41万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年11月から15年9月までの期間、同年11月、同年12月、16年2月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、17年2月及び同年3月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年9月から18年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は34万7,000円、同年12月19日は39万2,000円、16年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万円、17年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は41万2,000円、19年7月20日は31万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は34万7,000円、同年12月19日は39万2,000円、16年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万円、17年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は41万2,000円、19年7月20日は31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年11月から15年9月までの期間、同年11月、同年12月、16年2月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、17年2月及び同年3月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年9月から18年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年10月、15年10月、16年1月、同年7月、同年10月、17年1月、同年4月、同年5月、同年8月及び18年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認でき

ることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は34万7,000円、同年12月19日は39万2,000円、16年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万円、17年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は41万2,000円、19年7月20日は31万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月から16年1月までの期間及び同年3月から同年7月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は29万1,000円、同年12月19日は33万6,000円、16年7月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万1,000円、同年12月19日は33万6,000円、16年7月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から16年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から④までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から④までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の変動範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは24万円、15年1月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月から16年1月までの期間及び同年3月から同年7月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年2月、16年2月及び同年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から④までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万1,000円、同年12月19日は33万6,000円、16年7月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年8月までは24万円、16年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、17年1月から同年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年11月は20万円、同年12月は17万円、18年1月は20万円、同年2月は17万円、同年4月は18万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は36万円、同年12月19日は42万5,000円、16年7月20日は31万5,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は35万6,000円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は34万3,000円、19年7月20日は23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は36万円、同年12月19日は42万5,000円、16年7月20日は31万5,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は35万6,000円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は34万3,000円、19年7月20日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年8月までは24万円、16年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、17年1月から同年4月までは20万円、同年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月及び同年11月は20万円、同年12月は17万円、18年1月は20万円、同年2月は17万円、同年4月は18万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていること

から、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 9 月から 16 年 9 月までの期間、17 年 10 月及び 18 年 3 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B 社が保管する A 社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 36 万円、同年 12 月 19 日は 42 万 5,000 円、16 年 7 月 20 日は 31 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 5,000 円、17 年 7 月 20 日は 30 万円、同年 12 月 20 日は 35 万 6,000 円、18 年 7 月 20 日は 25 万円、同年 12 月 20 日は 34 万 3,000 円、19 年 7 月 20 日は 23 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（平成 18 年 7 月 20 日は 3 万円、同年 12 月 20 日は 38 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 20 日は 3 万円、同年 12 月 20 日は 38 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 20 日
② 平成 18 年 12 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 18 年 7 月 20 日は 3 万円、同年 12 月 20 日は 38 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（平成 16 年 12 月 20 日は 5 万円、17 年 7 月 20 日は 2 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 16 年 12 月 20 日は 5 万円、17 年 7 月 20 日は 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 20 日
② 平成 17 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 16 年 12 月 20 日は 5 万円、17 年 7 月 20 日は 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から16年1月1日まで

私は、平成10年7月からA社で取締役兼社員として勤務しているが、標準報酬月額は12年11月から15年10月までは9万8,000円、同年11月及び同年12月は30万円の記録となっており、給与支払明細書に記載されている支給額より著しく低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の平成12年11月から14年11月までの標準報酬月額については、社会保険庁（当時）の記録によると、当初、47万円と記録されていた。

しかしながら、社会保険庁の記録では、平成14年12月5日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、申立事業所の商業登記簿から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、申立事業所の事業主は、「当時は経営が悪化し、厚生年金保険料を滞納していたので、標準報酬月額を遡って下方修正したが、申立人

は社会保険業務には一切関与していなかった。」と供述している上、申立事業所から提出された納入告知書不発行通知書及び徴収決定済額更正通知書等から遡及訂正処理が行われた14年12月当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年12月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の12年11月から15年8月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人の平成15年9月及び同年10月の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書及び申立事業所が提出した支給控除一覧表（以下「給与支払明細書等」という。）から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録より高いことが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月及び同年10月の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書等における当該給与に係る厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げた保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成15年11月及び同年12月の標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）が、上記の給与支払明細書等により事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成7年11月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、16年6月21日の標準賞与額（9万6,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を9万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月21日

私が育児休業していた期間にA事業所から賞与が支給されたが、事業主が、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

事業主は、この誤りに気づき、平成21年6月22日に当該賞与支払届を提出したが、2年以上が経過していたため、年金額には反映されない記録となっている。

申立期間に支給された賞与が、年金額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成16年分の賃金台帳の写しにより、申立人は、同年6月21日に、当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが確認できる。

一方、当該事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しに

より、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成21年6月22日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、9万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成11年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、16年6月21日の標準賞与額(30万9,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を30万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成16年6月21日

私が育児休業していた期間にA事業所から賞与が支給されたが、事業主が、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

事業主は、この誤りに気づき、平成21年6月22日に当該賞与支払届を提出したが、2年以上が経過していたため、年金額には反映されない記録となっている。

申立期間に支給された賞与が、年金額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成16年分の賃金台帳の写しにより、申立人は、同年6月21日に、当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っていることが確認できる。

一方、当該事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しに

より、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成21年6月22日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳及び厚生年金被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、30万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準報酬月額記録を、申立期間①のうち、平成 17 年 1 月から 18 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 30 万円、19 年 1 月から 20 年 5 月までは 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑩までの標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 7 月 25 日は 36 万円、同年 12 月 29 日は 38 万円、16 年 12 月 25 日及び 17 年 8 月 10 日は 41 万円、同年 12 月 25 日及び 18 年 8 月 10 日は 41 万 9,000 円、同年 12 月 25 日及び 19 年 8 月 10 日は 40 万 9,000 円、同年 12 月 25 日は 39 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 1 月 1 日から 20 年 6 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月 25 日
③ 平成 15 年 12 月 29 日

- ④ 平成 16 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 17 年 8 月 10 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑦ 平成 18 年 8 月 10 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑨ 平成 19 年 8 月 10 日
- ⑩ 平成 19 年 12 月 25 日

私は、A社に勤務し、給与等から厚生年金保険料を控除されていたのに、事業主が、i) 平成 17 年 1 月から 20 年 5 月までの給与に係る 17 年 4 月の被保険者報酬月額変更届及び同年 9 月から 19 年 9 月までの 3 年分の被保険者報酬月額算定基礎届、ii) 平成 15 年 7 月 25 日、同年 12 月 29 日、16 年 12 月 25 日、17 年 8 月 10 日、同年 12 月 25 日、18 年 8 月 10 日、同年 12 月 25 日、19 年 8 月 10 日及び同年 12 月 25 日の 9 回の賞与に係る被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（当時）に提出していなかった。

事業主は、これらの届出を提出していなかったことに気付き、年金事務所に届出を行ったものの、時効により保険料が納付できず、年金額の基礎とならない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されたが、当該期間にかかる保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月に 26 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

申立事業所から提出された平成 16 年から 20 年までの賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①において、支給された給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記の賃金台帳の写しにより、当該報酬月額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 17 年 1 月から 18 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 30 万円、19 年 1 月から 20 年 5 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立てに係る被保険者報酬月額変更届及び被保険者報酬月額算定届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立事業所から提出された平成15年分所得税源泉徴収簿の写し及び平成16年から19年までの賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間②から⑩までにおいて支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑩までの標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿等の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成15年7月25日は36万円、同年12月29日は38万円、16年12月25日及び17年8月10日は41万円、同年12月25日及び18年8月10日は41万9,000円、同年12月25日及び19年8月10日は40万9,000円、同年12月25日は39万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年7月に申立てに係る被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②から⑩までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から同年 12 月までの期間及び 38 年 4 月から同年 12 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで

私が国民年金に加入していた期間のうち申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時、同居していた実家の両親が私の国民年金の加入手続きを行い、両親、私、兄夫婦の家族 5 人分の国民年金保険料を婦人会の集金人に支払っていたと姉から聞いている。

納付記録を見ると、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は納付済みなのに申立期間が未納とされているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されていること、及び国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の資格取得者の記録から、婚姻後の昭和 39 年 10 月以降に払い出されたものと推認できることから、当該時点であれば、申立期間①及び②の保険料は過年度納付が可能であったと推認できる。

しかしながら、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 39 年 1 月以降の保険料の納付記録は確認できるが、申立期間①及び②については未納となっている上、申立人及びその妻の国民年金の資格取得時の住所は、申立人が主張する実家の住所とは異なっている上、両申立期間の保険料は、上記国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付となるため、実家の両親が婦人会の集金人に支払うことはできない。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておら

ず、申立人は「同居していた両親が自分の国民年金の加入手続を行い、家族の保険料と一緒に婦人会の集金人に支払っていた。」としているが、申立人の両親は、国民年金制度発足時は高齢のため国民年金に加入できず、申立人の兄夫婦は、昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金に加入し、37 年 5 月までは保険料を現年度納付していることが国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立期間①及び②を含む昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月までは保険料の申請免除期間であることから、申立人を含む家族の保険料を申立人の両親が一緒に納付していたとする記憶と符合しない。

さらに、申立人の姉は「私は、昭和 35 年 7 月に結婚した後、実家の農作業を手伝っていた時期に、実家に婦人会の集金人が来て母が国民年金保険料を支払っているのを見たことがある。実家を手伝っていたのは 35 年から 38 年ごろまでであるが、納付金額や誰の保険料だったか等の具体的なことは分からない。」としており、上記の申立人の兄夫婦の納付記録からみて、申立人の姉の説明は、昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月までの兄夫婦の保険料納付に関する記憶と考えられる。

加えて、申立人の姓に変更は無く、申立期間①及び②並びに申立人に現在の国民年金手帳記号番号が払い出された時期における申立人の住所地は同一市内であることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

なお、申立期間①及び②の間の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの保険料が納付済みとされている記録については、当初、申立人に係るオンライン記録では、昭和 37 年度の保険料の納付済月数は 3 か月とされ、38 年度はすべて未納となっていたところ、A 市の被保険者名簿により、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの保険料が納付済みであることが判明したため、当該月についてオンライン記録を訂正するとともに、一旦、昭和 37 年度の納付済月数の 3 か月を取り消して未納としたものの、その取消理由が無いとして改めて記録訂正を行い、便宜上昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月を納付済に訂正したものであると年金事務所は説明している。

このことから、当該オンライン記録については、記録管理を紙台帳からオンラインに切り替える際の作業において、39 年 1 月から同年 3 月までの納付済みの記録を、年度を誤って昭和 37 年度の納付済月数にオンライン入力したことにより、37 年度の納付済月数が 3 か月、38 年度の納付済月数が 0 か月になったものと推測でき、申立人の記録管理に不備が認められるものの、申立期間①及び②に係る保険料の納付の有無との関連は無いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除申請を行えなかったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで

平成14年度の国民年金保険料の免除申請を行うため、平成14年4月にA区役所に行ったが、国民年金の業務移管について社会保険庁（当時）から指示が無いので後日来てほしいと言われた。その後、同年5月と6月にも同区役所に行ったが、申請書を受け付けてもらえなかった。知人から社会保険庁の方針が決まり、受け付けてもらえるようになったと聞いたので申請書を提出しようとしたが、申請時期を外れているので申立期間については免除承認ができないと言われた。

私の手続きが遅れたわけではなく、業務移管の混乱で申請書を受け付けてもらえなかったのだから、免除承認にならないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行に伴い、平成14年4月から市町村が行う国民年金事務の一部が国の事務とされ、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について」（平成13年11月30日付け地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部長通知）が発出されているが、同通知においては国民年金の免除申請に係る事務手続を変更する旨の記載は無い。

また、社会保険庁が作成した「平成14年4月からの免除制度変更」のチラシ及びB市C局保険年金課が作成した「国民年金だより」（平成14年3月7日版）においても、平成14年4月からの国民年金保険料の免除についての相談及び免除申請書の受付は市区町村で行う旨の記載が有ることが確認できる。

さらに、D社会保険事務所（当時）が作成した「保険料免除申請承認通知

書発行一覧表（平成 14 年 8 月 6 日入力）」に登載された 306 人に係る免除申請日を調査したところ、平成 14 年 4 月に申請した者は 197 人、同年 5 月は 82 人、同年 6 月は 27 人であることが確認できることから、申立人の主張には不自然さがうかがえる。

加えて、申立期間当時、国民年金保険料の免除期間は免除申請書の受理日の前月から承認することとされているところ、B 市の国民年金に係る記録によると、申立人の免除申請書の提出年月日は平成 14 年 10 月 22 日であることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

これまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行えなかったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 53 年 1 月頃に A 市役所で国民年金への加入手続を行い、同市役所から送付のあった納付書により同市役所又は銀行で国民年金の保険料を納付した。

その後、昭和 53 年 8 月又は 9 月頃に A 市から B 市に転居したので、B 市役所で国民年金についても住所変更の手続を行った。

その後も同市内を数回転居したので、その都度、同市役所で住所変更の手続を行い、国民年金の保険料を納付したと思う。

申立期間が未納であることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 1 月頃に A 市役所で国民年金への加入手続を行い、同市役所から送付された納付書で同市役所又は銀行で保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、同年 5 月頃に加入手続を行ったものと推定され、申立人の主張とは一致しない上、加入手続を行った時点では 53 年 1 月から同年 3 月までの保険料は過年度納付となり、同市役所では納付できない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間①及び②前後の納付済みの期間の保険料は過年度納付されていることが確認できるところ、申立期間①直後の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの保険料は 55 年 10 月 29 日、申立期間②直後の 54 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 56 年 7 月 17 日といずれも時効が到来する月に納付されていることが確認できることから、

申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効が経過するまでに納付することができなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料の検認記録欄は未納を示す空欄であることから同市に国民年金保険料の納付があったことは確認できず、また、B市の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料欄は未納を示す空欄である上、国民年金被保険者台帳においても申立期間は未納を示す空欄となっており、これらの記録はオンライン記録と一致している。

加えて申立人は、国民年金保険料の納付日、納付頻度及び納付保険料額は、「覚えていない。」としており、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、平成2年3月に大学を卒業し、同年4月中旬にA事業所から採用通知が届いたので、B市役所本庁に戸籍謄本等を入手するため出向いたところ、その窓口で、満20歳になった同年*月の1か月分の国民年金保険料を納付しなければならないと言われ、現金で1万円ぐらいを当該窓口で納付した。その際、後日、年金手帳を送付するので、それが領収書を兼ねると言われたが、年金手帳は届かなかった。

申立期間の国民年金の加入記録が無いが、申立期間の保険料は間違いなく納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入時において、C共済組合員としての基礎年金番号が付番されており、B市には申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、オンライン記録においても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

また、申立人は、B市役所本庁の戸籍謄本等の発行を受けた窓口において、現金で約1万円を納付したが、当該窓口において納付書が発行されたり、領収書及び年金手帳を受け取った記憶は無いとしているところ、同市は、「国民年金の資格取得の確認は住民票により行うため、戸籍謄本等の発行を行う市民課の窓口においても加入勧奨は行われるが、通常、加入手続は年金担当課の窓口で行われるものである上、申立期間当時、国民年金保険料は納付書による納付をしており、納付書の発行は年金担当課で行われていたので、市民課では納付書の発行及び保険料の納付はできない。また、保険料が納付さ

れば領収書が発行され、年金手帳の送付によって領収書の発行に替えることはない。」としており、申立人の申立内容は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付等に係る事務処理の実態と符合しない。

さらに、B市役所本庁舎は平成2年に建替えられ、年金担当課は同年2月に、市民課は同年7月にそれぞれ新庁舎へ移転しており、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する同年4月は、年金担当課は新庁舎に、市民課は旧庁舎に窓口があった時期であるが、申立人は、旧庁舎の市民課の記憶はあるものの、新庁舎の年金担当課の記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1042（事案 9 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 46 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 46 年 10 月まで

私は、申立期間当時、母親と同居しており、国民年金の加入手続は、昭和 45 年 2 月頃、母親が市役所支所で行った。国民年金保険料についても、母親が同支所で納付しており、私も母親と一緒に同支所に行ったことがある。

この度、申立期間より前の期間の昭和 41 年度及び 43 年度の国民健康保険料の領収書が自宅で見付かった。

私は、体が弱く、今まで健康保険に加入していなかったことは一度もなく、申立期間についても国民健康保険に併せて国民年金に加入し、保険料も納付していたのは間違いないので、再審議してもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと、ii) 申立人自身は、申立期間当時、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、母親と一緒に納付を行ったという記憶も詳細ではないため、保険料の納付状況等が不明であること、iii) 申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから制度上、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 19 年 11 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな証拠資料として昭和 41 年度及び 43 年度の国民健康保険料の領収書を提出しているところ、これらは申立期間に係るものではない上、市役所に申立期間に係る国民健康保険の加入状況に

ついて確認したが、申立人の加入記録が残っていないため、申立期間における国民年金保険料の納付を推察することはできない。

また、申立期間の保険料を納付するには、厚生年金保険の資格喪失後に再度国民年金の加入手続が必要であるが、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間における申立人の国民年金の加入記録は無く、申立期間は未加入期間であり、その記録はオンライン記録と一致する。

なお、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の妹は、申立期間内において20歳になっているが、その後は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、10年以上加入していない状況が認められる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1043

第1 委員会の結論

申立人の平成16年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年5月

私は、平成16年に郵送されてきた納付書を持って、17年7月頃か18年7月頃と思うが、A社会保険事務所(当時)に行き、1万円から2万円程度の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年に納付書が郵送されてきたと申し立てているが、同年6月にB市に転入した際に、国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしており、国民年金の加入状況は不明である。

また、A社会保険事務所が平成16年11月24日に作成し、申立人に郵送した未加入期間国民年金適用勧奨に係る資格取得届書が、申立人の署名捺印の上、18年10月30日付けで同事務所に提出されていることが確認できることから、申立人は、同日に国民年金に再加入したものと考えられ、この時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する平成17年7月から同年12月までの期間及び18年7月から同年12月までの期間について、A年金事務所が保管する保険料の納付に係るスタンプ領収控えを確認したが、申立人の名前は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から37年7月1日まで

私は、以前勤務していた会社の同僚に誘われ、同僚が経営するA社に昭和29年5月1日に入社し、37年6月末まで勤務していた。

当時、別の人が経営していた同じ社名の会社があり、同社に何度か行ったこともある。

申立期間について、給与から保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する申立ての事業所の事業主は、A社を設立登記した昭和32年2月から37年7月までの間、申立人を雇用していたとしていることから、申立期間の一部について、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主は、「昭和32年2月に事業所を設立登記して以来、社員はパートを含めて常時2人から3人であり、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行ったことは無い。」としており、オンライン記録にも適用事業所としての記録は無い上、同事業主は、「申立人を雇用していた期間において、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」としており、申立人も申立期間における保険料控除に係る具体的な記憶は無い。

また、当該事業主は、「申立ての事業所を設立登記する以前は個人商店を営営しており、申立人に仕事を手伝ってもらったことがある。」としているが、当該個人商店も適用事業所としてのオンライン記録は無い。

さらに、申立人が何度か行ったことがあるとする別の事業主が経営する同じ社名の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

加えて、申立人が当時のことを憶えていると思うとする関係者からは、申立期間の勤務状況及び保険料控除に係る具体的な供述は得られず、このほかに、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から32年1月21日まで
昭和31年4月ごろ、実家に帰り、A社に入社した。入社時期ははっきり覚えていないが、半年以上は勤務したのに、厚生年金保険の加入記録は1か月のみであり、申立期間が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所は、申立人の在職に関する資料を保管しておらず、申立人の入社及び退社時期は不明であると回答している上、複数の同僚に照会した結果からも、申立人の入社時期を特定できる回答は得られず、申立人が申立ての事業所に入社した時期は不明である。

また、申立人は、「臨時職員として申立ての事業所に入社したが、正社員になったか否かは分からない。」と供述しているところ、申立人と同様に臨時職員として入社し、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「臨時職員はそれまでおおむね3年間の勤務を経て正社員に採用されていたが、自分の場合は会社の方針により先輩と同時に正社員になり、その時点で厚生年金保険に加入した。」と回答している。

さらに、申立ての事業所の総務担当であった者は、「臨時職員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、臨時職員として入社したとする同僚5人は、「臨時職員の時期は厚生年金保険に加入していない。」と回答していることから、申立人は、他の同僚と一緒に昭和32年1月ごろに正社員となり、同年1月21日付けで厚生年金保険に加入したが、申立期間については臨時職員であり、厚生年金保険に加入していなかったものと推察される。

加えて、申立ての事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の実態について、記録を保管しておらず、不明であると回答している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されてい

たことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1745（事案 1234 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和31年8月20日から32年9月1日まで

私は、昭和31年4月から32年8月末ごろまで、A社に勤務していた。

前回の申立ての際の委員会の通知文には、昭和31年3月から同年8月までの給与が支給されていると記載されていたが、私は同年3月に申立ての事業所で勤務したことは無く、同月の給与が支給されているとの委員会の調査は正確さに欠けるものがある。

私の後任の女性の入社時期が分かれば、私の勤務期間が判明するはずなので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立ての事業所から提出された従業員の給与支払明細一覧表では、申立人の名前が記載されているのは昭和31年6月から同年8月までであり、同年6月については雇用保険料控除額の記載はあるものの、社会保険料控除額の記載は無く、同年7月及び同年8月の2か月については、社会保険料及び雇用保険料の控除額が記載されており、その前後の月には申立人の名前の記載は無いこと、ii) 申立人に係る「昭和31年分所得税源泉徴収簿」では、31年3月から同年8月までの各月の25日に給与が支給されているところ、厚生年金保険料は同年7月及び8月支給分の給与からは控除されているが、申立期間①及び②の期間については控除されていないこと、iii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届により、申立人の資格取得日は31年6月1日、資格喪失日は同年8月20日であり、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致しているとともに、前述の源泉徴収簿及び給与支払明細書の記載内容と

も一致していることから、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月27日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、昭和32年の夏ごろに入社し、申立人と同様の業務を行っていた同僚の女性を思い出したとしているが、当該同僚の申立ての事業所における厚生年金保険の加入記録は31年11月5日から34年5月25日までであることが確認でき、申立人の当該同僚に係る記憶と相違している。

また、当該同僚は、「私は、昭和31年8月頃、新聞の求人広告を見て応募し、面接の際に、受付の女性が退職するため募集したと聞いた。3か月の試用期間の後に厚生年金保険に加入した。」としていることから、申立人についても申立期間①は試用期間であったものと推認できる。

さらに、当該同僚は、申立人について、「短期間だったが仕事を教えてもらった。結婚するので辞めると聞いた。」とし、申立人と二人で申立ての事業所の前で写した写真については、「申立人が退職するので記念に写したと記憶している。撮影時期は私が入社した年の夏だった。」と供述している。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和32年4月に別の女性従業員が資格取得しているのが確認できるが、前述の同僚は、「昭和32年に入ってすぐのころ、一緒に受付等の仕事をしていた女性が入社したが、その人が入社した時には既に申立人はいなかった。」と供述しており、申立期間②において、申立人が申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

なお、申立人に係る源泉徴収簿には昭和31年3月末に4,050円が支給され、同年4月から8月までは平均して約7,200円が支給されたことが記載されているところ、申立人に同年3月に支給された当該金額は、他の従業員に係る給与支払明細一覧表に記載されている各種手当及びその金額から、「臨時手当」に相当する額のみが支給されたものとも推測され、特に不自然な点は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月頃から49年8月頃まで

私は、申立期間について、知人の紹介でA県から働きに出て、知人と一緒にB市のC社に勤務し、同市内や近隣市の現場作業に従事していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立ての事業所における雇用保険の加入記録は、昭和49年5月22日から同年8月11日までの期間のみである上、申立ての事業所から提出された申立人に係る労働者名簿によると、雇用期間は47年8月23日から同年12月31日までの期間及び49年5月22日から同年8月11日までの期間となっており、B年金事務所が保管する日雇健康保険手帳記号番号索引簿により、申立人と同姓同名の者に当該手帳が発行されていることが確認できる。

また、申立期間に申立ての事業所で厚生年金保険の加入記録がある被保険者9人に照会したところ、回答が得られた7人は、いずれも申立人を記憶していない上、「当時は、景気が良く、仕事量が多かったので、会社は多くの季節的な労働者を受け入れており、このうち長期間勤務した者は厚生年金保険に加入していたが、短期間の者は加入していなかった。」とする者もいる。

さらに、申立人が申立ての事業所を紹介され、一緒に働いたと記憶する同僚は、申立ての事業所における厚生年金保険の加入記録は無い上、当時の事業主は既に死亡し、当時の関係資料も廃棄されているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の同原票も無

く、このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1750 (事案 1198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 2 月 10 日頃まで
私は、昭和 37 年 1 月から 38 年 2 月 10 日頃まで A 社で B 業務の仕事をして
いた。

今回、申立期間当時、車で同社に送ってくれていた叔父から当時の様子を
聞いて同僚の名前を思い出した。申立期間を厚生年金保険の加入期間として
認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについては、申立人と同じ職務に従事していた同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間を特定することができない上、申立事業所の元役員は、申立事業所では入社後約 6 か月間の試用期間があったとしており、申立事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たに申立期間当時の同僚を一人挙げているが、申立事業所に係るオンライン記録には申立人の記憶する姓の同僚の記録は無い上、申立事業所の同僚は「申立人の記憶している同僚は、申立人と同じ B 業務の部署で指導者的立場にあった類似する姓の同僚ではないか。」と供述していることから、当該同僚に聴取したが、「申立人のことは記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態及び保険料の控除等について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 30 日まで

私は、A社に昭和 43 年 4 月に入社し、結婚準備のため昭和 47 年 7 月末頃に退社した。

同社の厚生年金保険加入記録を確認したところ、脱退手当金を受け取ったことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印とともに指定する銀行口座への振込みを希望する旨の記載が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱手」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している被保険者証には当該表示が確認できる。

さらに、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 37 年 10 月まで

私は、A社B支店で、昭和 36 年頃から 37 年 10 月初旬までの間、勤務していた。

職場結婚した夫や、私と一緒に同じ仕事をしていた同僚は厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立事業所での厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会した結果、回答のあった3人のうち2人が申立人を記憶しており、また、申立人は、昭和 36 年及び 37 年の社員旅行時の写真を所持しているところ、申立人が一緒に写っている者として名前を挙げた5人の同僚は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できることから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人を記憶していると回答している上記同僚2人は、「申立人は当初はC職として入社し、その後、D職をしていたが、申立人は正社員だったか、正社員ではなかったかは分からない。申立人は、昭和 36 年後半か 37 年初め頃に入社したのではないか。」と回答しており、このほかに申立人の勤務期間について確認できる資料等も無いため、申立事業所における申立人の勤務期間を確認することができない。

また、A社は、「当社が保管する社会保険加入者名簿には、申立人の記録は残っていない。また、C職及びD職は雇用契約ではなく、委託契約だったため、原則として厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立事業所は昭和 36 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所

となっており、それ以前から申立事業所に勤務している同僚は、A社E支店に係る被保険者記録があるところ、申立人は申立事業所及び同社E支店のいずれの被保険者名簿にも名前が無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から27年4月1日まで

私は、中学を卒業後、昭和24年4月から27年3月までの3年間、A社B事業所が技術養成学校として開校していたC教習所（入学時の校名はD校）に在籍し、奨学金という名目で給与をもらっていた。1年時は厚生年金保険の記録があるにもかかわらず、2年及び3年時の厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社（旧A社の一部門を承継する事業所）が保管する社員原簿及び申立人が所持する申立事業所の卒業証書から、申立人は申立事業所へ昭和24年4月11日に入学し、27年3月26日に卒業したことが確認できる。

しかしながら、当時、申立事業所を運営していたB事業所本部の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人は、昭和24年4月11日に被保険者資格を取得した後、25年3月1日に資格を喪失したことが確認できるところ、F本部（B事業所本部の別名称）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後に記載されている申立人の記憶する同期生を含む15人全員が、申立人と同様、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い上、申立人の同期生は、「私が申立事業所を卒業後に配属されたG社に在籍中、人事係の者から、私達が入学した時から制度が変わり、本来、厚生年金保険に加入する予定が無かったのに、当時の人事係の者が誤って昭和24年4月から25年2月まで加入させたため、当該期間に係る厚生年金保険の記録があると聞いた。」とし、また、別の複数の同期生も、申立事業所に在籍した2年及び3年時は、厚生年金保険に加入していなかったことをうかがわせる供述を行っている。

また、申立事業所（改称前：H校、D校、改称後：I校の名称を含む。）の

名称では、厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

さらに、申立期間前に申立人の厚生年金保険の加入記録があるB事業所本部及び申立期間後に加入記録があるG社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月15日から45年9月28日まで

私は、昭和43年8月に事業を廃業し、仕事を探していたところ、A社がオープンするので働かないかと、当時の同社の支配人に誘われ、同年9月15日に入社した。支配人から、厚生年金保険に加入していると聞いていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、申立事業所に勤務していた社員に照会したところ、回答のあった16人全員が、「申立人が申立事業所で勤務していた記憶は無い。」としている上、そのうちの一人から提出された申立事業所の職員録には、昭和44年1月現在で、役員10人及び社員25人（うち試用者11人）の名前が、45年1月現在で、役員8人及び社員21人（うち試用者3人）の名前がそれぞれ記載されているが、申立人の名前はいずれにも見当たらない。

また、申立事業所の当時の事業主及び申立人を申立事業所に誘ったとする支配人は既に死亡している上、申立期間当時、申立事業所に係る社会保険等の事務を行っていたとする親会社のB社は、「当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立事業所における勤務実態が確認できない。

さらに、申立事業所は、昭和44年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、43年9月15日から44年1月31日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

加えて、申立人は、申立事業所から同じ系列会社であるC社への異動を命じ

られて勤務したと供述しているところ、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証は、C社において新たに交付されたものであることから、申立事業所においては、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる上、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 21 日

私が育児休業していた期間にA事業所から賞与が支給されたが、事業主が、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

事業主は、この誤りに気付き、平成 21 年 6 月 22 日に当該賞与支払届を提出したが、2年以上が経過していたため、年金額には反映されない記録となっている。

申立期間に支給された賞与が、年金額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成 16 年分の賃金台帳の写しにより、申立人は、同年 6 月 21 日に、当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められるとともに、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収に係る免除の申出を行っているとは主張している。

しかしながら、育児休業に係る免除期間は、同条の規定に基づき、育児休業を開始した日の属する月から育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までとされているところ、オンライン記録及び同事業所から提出された申立人に係る育児休業申出書の写しによると、休業開始年月日は、平成 15 年 8 月 19 日、休業終了予定年月日及び休業終了年月日は、16 年 6 月 22 日と記録されていることから、申立期間は保険料が免除される期間ではない。

また、上記の賃金台帳の写しによれば厚生年金保険料は控除されておらず、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。